【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月８日
【会社名】	株式会社ＳＵＭＣＯ
【英訳名】	ＳＵＭＣＯ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役　田口 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目２番１号
【電話番号】	03－5444－0808
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長　大磯 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目２番１号
【電話番号】	03－5444－0808
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長　大磯 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成24年３月８日開催の当社取締役会において、平成24年４月26日開催予定の当社第13期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、Ａ種種類株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びにＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件として、第三者割当の方法によりＡ種種類株式を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第２号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社ＳＵＭＣＯ Ａ種種類株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（以下「Ａ種種類株式」といいます。）

(2) 発行数

450株

(3) 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額）　１株につき100,000,000円
資本組入額　　１株につき50,000,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額　45,000,000,000円
資本組入額の総額　22,500,000,000円

（注）　資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は22,500,000,000円であります。

(5) 株式の内容

Ａ種種類株式の内容は、以下のとおりです。

① 剰余金の配当

（ⅰ）Ａ種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及びＢ種種類株式を有する株主又はＢ種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「Ｂ種種類株主等」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(ⅱ)に定める配当年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種期末配当金」という。）の配当をする。なお、Ａ種期末配当金に、各Ａ種種類株主等の保有に係るＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（ⅱ）優先配当年率

優先配当年率は、2.50%とする。

（ⅲ）非参加条項

Ａ種種類株主等に対しては、Ａ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

（ⅳ）累積条項

ある事業年度においてＡ種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がＡ種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（１株当たりの累積未払金を、以下「Ａ種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、Ａ種期末配当金並びに普通株主等及びＢ種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種種類株主等に対して支払う。

② 残余財産の分配

（ⅰ）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主等に対し、普通株主等及びＢ種種類株主等に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び下記(ⅲ)に定める経過Ａ種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ａ種残余財産分配額に、各Ａ種種類株主の保有に係るＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（ⅱ）非参加条項

Ａ種種類株主等に対しては、上記(ⅰ)のほか、残余財産の分配は行わない。

（ⅲ）経過Ａ種配当金相当額

Ａ種種類株式１株当たりの経過Ａ種配当金相当額は、Ａ種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。

③ 議決権

Ａ種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

（ⅰ）株式対価取得請求権

Ａ種種類株主は、平成27年５月11日（以下「取得請求権行使可能開始日」という。）以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(ⅱ)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「株式対価取得請求」という。）、当社は、当該株式対価取得請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該Ａ種種類株主に対して交付するものとする。

（ⅱ）Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るＡ種種類株式の数に払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額を、下記(ⅲ)乃至(ⅴ)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(ⅱ)においては、上記②(ⅲ)に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。また、株式対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

（ⅲ）当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求権行使可能開始日に先立つ20連続取引日（以下、本(ⅲ)において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下、本④において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(ⅳ)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(ⅴ)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(ⅴ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、ＶＷＡＰのない日は含まれない（以下同じ。）。

（ⅳ）取得価額の修正

取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が700円

（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ20連続取引日（以下、本(iv)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(ｖ)に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(ｖ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

（ｖ）取得価額の調整

（ア）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を調整する。

Ａ．普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{分割前発行済普通株式数}{分割後発行済普通株式数}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

Ｂ．普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{併合前発行済普通株式数}{併合後発行済普通株式数}$$

Ｃ．下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(ｖ)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）+\dfrac{新たに発行する普通株式の数\times１株当たり払込金額}{普通株式１株当たりの時価}}{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）+新たに発行する普通株式の数}$$

Ｄ．当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本Ｄ．において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本Ｄ．において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

Ｅ．行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本Ｅ．において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本Ｅ．による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

（イ）上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記Ａ．乃至Ｃ．のいずれかに該当する場合には、当社はＡ種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

Ａ．合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

Ｂ．取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

Ｃ．その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

（ウ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

（エ）取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値とする。

（オ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

（vi）取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の６ヶ月間に上記(iv)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

（vii）取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（viii）取得請求をしようとするＡ種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るＡ種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(vii)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

（ix）取得の効力は、取得請求書が上記(vii)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、当社は、Ａ種種類株式を取得し、当該取得請求をしたＡ種種類株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

（ｘ）当社は、取得の効力発生後、当該取得請求をしたＡ種種類株主に対して、当該Ａ種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

⑤ 金銭及びＢ種種類株式（Ｂ種種類株式の内容については、下記(16)をご参照ください。）を対価とする取得請求権

（ｉ）株式等対価取得請求権

Ａ種種類株主は、取得請求権行使可能開始日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、金銭及びＢ種種類株式を対価として、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「株式等対価取得請求」という。）、当社は、当該株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式の数に払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）にＡ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額並びに下記(ⅱ)に定める数のＢ種種類株式（以下「請求対象Ｂ種種類株式」という。）を、当該Ａ種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(ｉ)においては、上記②(iii)に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。但し、当該株式等対価取得請求がなされたＡ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、株式等対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を超えるおそれがある場合には、株式等対価取得請求がなされたＡ種種類株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が決定する方法により、Ａ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

（ⅱ）Ａ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の数

Ａ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式の数に1.0を乗じて得られる数とする。また、株式等対価取得請求に係るＡ種種類株式の取得と引換えに交付するＢ種種類株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

（iii）取得請求受付場所及び取得請求の方法等

上記④(vii)乃至(ix)の規定は、本項による株式等対価取得請求の場合に準用する。

⑥ 金銭を対価とする取得条項

当社は、法令に従い、強制償還日（以下に定義する。）の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年５月11日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、Ａ種種類株式を取得するのと引換えに、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）に、Ａ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するＡ種種類株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。なお、本項においては、上記②(iii)に定める経過Ａ種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「強制償還日」と読み替えて、経過Ａ種配当金相当額を計算する。

⑦ 譲渡制限

Ａ種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑧ 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

⑨ その他

上記各項は、Ａ種種類株式の発行に必要な手続が完了していることを条件とする。

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、Ａ種種類株式を、以下のとおり、割り当てます（以下「本件第三者割当」といいます。）。

住友金属工業株式会社　150株
三菱マテリアル株式会社　150株
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合　150株

(7) 当社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

発行総額　45,000,000,000円
発行諸費用概算額　300,000,000円
差引手取概算額　44,700,000,000円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル及びリーガル・アドバイザリー・フィー、Ａ種種類株式に関する価値算定費用です。

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本件第三者割当による手取金の具体的使途は、下記の内容を予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
更なる競争力の向上に向けた半導体用シリコンウェーハの高精度化対応投資及び研究開発投資、等	14,100	平成24年６月～平成27年１月
事業用資産（ウェーハ生産設備等）の維持更新に係る設備投資	19,100	平成24年６月～平成27年１月
営業活動の運転資金	11,500	平成24年６月～平成27年１月
合計	44,700	

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(8) 新規発行年月日（払込期日）

平成24年５月11日又は平成24年５月12日から平成24年７月11日までの間で取締役会が別途定める日

(9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(10) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

① Ａ種種類株式の特質

（ｉ）普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

（ⅱ）取得価額の修正基準及び修正頻度

当初の取得価額は、取得請求権行使可能開始日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。）に相当する額となります。

取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価に相当する額に修正されます。但し、修正後取得価額が700円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とします。

（ⅲ）取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

（ア）取得価額の下限

700円

（イ）取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

64,285,713株

（ⅳ）当社の決定によるＡ種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

Ａ種種類株式には、強制償還日の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年５月11日以降いつでも、強制償還日の到来をもって、法令の定める範囲内において、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額、Ａ種累積未払配当金相当額及び経過Ａ種配当金相当額（Ａ種期末配当金の額に、強制償還日において、強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から強制償還日（同日を含みます。）までの日数を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。）の合計額に相当する額の金銭を対価として、Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されております。

上記(ⅰ)乃至(ⅳ)の詳細は、上記(5)④乃至⑥をご参照下さい。

② 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（Ａ種種類株式）の発行により資金の調達をしようとする理由

当社グループは、需要低迷期においても収益を確保できる強固な収益基盤を確立するため、「事業再生計画」（以下「本事業再生計画」といいます。）を策定いたしました。その骨子は、以下のとおりであります。

イ）ソーラー用シリコンウェーハ事業からの撤退

ロ）半導体用シリコンウェーハ事業の生産拠点の再編と集約

ハ）生産体制再構築に伴う要員体制の見直し

当社は、本事業再生計画の実行に伴い、平成24年１月期の連結業績において、581億円を事業構造改善費用として特別損失に計上いたしました。また、個別業績においては、299億円を事業構造改善費用として特別損失に計上するとともに、当社が保有するSUMCO TECHXIV株式会社等の連結子会社株式の実質価額が低下したため、減損処理を実施し、453億円を関係会社株式評価損として特別損失に計上いたしました。

また、不透明な市場環境に鑑み、平成24年１月期の連結及び個別業績において、繰延税金資産272億円を取り崩したことから、当社グループの自己資本は大幅に減少いたしました。

かかる財務状況を踏まえ、当社といたしましては、大株主である住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社、及び当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に対してＡ種種類株式を発行することで、財務体質の安定化を図り、取引先からの信用の維持向上につなげることが、当社の長期的な株主価値維持・向上に資すると判断し、本日開催の取締役会において、割当予定先に対してＡ種種類株式を発行することを決議いたしました。

当社は、本事業再生計画の遂行に向けて、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記のとおり当社の自己資本が大幅に減少している財務状況に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達を実施することよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが確実かつ適切であると考えております。また、今回の発行予定額は当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であることから、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績等を勘案すると、当社普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、株主価値を損ないかねないことから適切でないと判断いたしました。

かかる状況のもと、当社としては、必要な資金を確実に調達し、財務基盤を安定させ、取引先からの信用の維持・向上を図るためには、大株主であり、当社と長年にわたって取引関係のある住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社、及び当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に対してＡ種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

Ａ種種類株式（及びＡ種種類株式に付された取得請求権の行使により発行されるＢ種種類株式）は、Ａ種種類株式の発行後３年間は普通株式への転換ができないことから、本事業再生計画実行により、内部留保資金の積上げにより、Ａ種種類株式（及びＡ種種類株式に付された取得請求権の行使により発行されるＢ種種類株式）を、金銭償還することにより、普通株式を対価とする取得請求による希薄化が顕在化することを可能な限り回避する余地があります。また、Ａ種種

類株式の発行とＢ種種類株式の設定を組み合わせた設計とすることで、優先配当権を付さず配当率も普通株式と同水準であるＢ種種類株式への転換を通じて、本事業再生計画実行期間中、Ａ種種類株式配当による金銭負担を軽減することを企図しております。

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の商品性の特徴は、以下のとおりです。

（ⅰ）金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権

Ａ種種類株式には、金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権が付されており、Ａ種種類株主は、平成27年５月11日以降、Ａ種種類株式の払込金額にＡ種累積未払配当金及び経過Ａ種配当金を加えた額（以下、「払込金額相当額等」といいます。）の金銭及びＢ種種類株式（Ａ種種類株式１株につき、１株）を対価としてＡ種種類株式を取得することを当社に請求することができます。

なお、Ａ種種類株式の取得請求権の行使により交付されるＢ種種類株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、Ｂ種種類株主は、Ａ種種類株式の取得請求権の行使により交付された日以降、普通株式を対価としてＢ種種類株式を取得することを当社に請求することができます。Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、Ｂ種種類株式の残余財産分配額（１株につき20百万円）を取得価額（以下「Ｂ種取得価額」といいます。）で除した数とし、Ｂ種取得価額は、取得請求日に先立つ12連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値に相当する額又は200円のいずれか高い額となります。

Ａ種種類株式は、本事業再生計画に沿って発行後３年間の業績の回復に向けた取組みを実施し内部留保資金を積み上げ、少なくとも払込金額相当額については金銭償還を可能とすることで、希薄化を可能な限り回避する設計を企図しております。一方、Ａ種種類株式の金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権は、払込金額の金銭に加え、Ｂ種種類株式を交付することで、Ａ種種類株式の優先配当による金銭負担を抑えながら、金銭による割増償還をする場合に比して、金銭の社外流出を抑制しております。Ｂ種種類株式は、その取得請求権の行使により、当社普通株式を交付することになりますが、当該取得請求における普通株式の取得価額は、Ａ種種類株式の発行後３年経過後以降の株価を基準に決定されることから、当社普通株式の市場価格が上昇する場合には、現時点の株価を当初取得価額と設定する場合と比較して、当社普通株式の希薄化の抑制が見込めるものと考えております。加えて、仮にＡ種種類株式の発行後当社の株価が下落した場合であっても、Ｂ種取得価額の下限は一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。

（ⅱ）普通株式を対価とする取得請求権

Ａ種種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、Ａ種種類株主は、平成27年５月11日以降、当社普通株式を対価としてＡ種種類株式を取得することを当社に請求することができます。

Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、Ａ種種類株式の払込金額相当額等を取得価額（以下「Ａ種取得価額」といいます。）で除した数とします。

Ａ種取得価額は、取得請求日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値に相当する額又は700円のいずれか高い額となります。

Ａ種取得価額には上限が設定されていないため、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により交付される当社普通株式の経済価値は、Ａ種種類株式の払込金額相当額等に相当するため、上記（ⅰ）（金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権）に比べ、Ｂ種種類株式に係る経済的価値の分だけ低くなります。仮に当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されても、取得価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。

（iii）金銭を対価とする取得条項

Ａ種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は、平成28年５月11日以降いつでも、遅くとも60取引日前に公告を行うことにより、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭を対価としてＡ種種類株式の全部又は一部を取得することができます（以下「強制償還」といいます。）。対価となる金銭は、払込金額相当額等とされております。

当社は、Ａ種種類株式の金銭を対価とする取得条項の行使が可能な時点における当社の業績、財政状態、資金繰り及び株価水準並びにそれらの見込みに基づき、Ａ種種類株主に対し、金銭を対価とする強制償還を行うことが可能と考えております。

また、Ｂ種種類株式については、Ｂ種種類株式が交付されてから１年経過後以降、Ｂ種種類株主に対し、Ｂ種種類株式の残余財産分配額相当の金銭（１株につき20百万円）を対価とする強制償還を行うことが可能とされております。

（iv）優先配当率

当社の現状を踏まえ、配当負担を軽減する観点からＡ種種類株式の配当率は2.5%としております。なお、ある事業年度においてＡ種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積されます。Ａ種種類株主は、当該優先配当に加え、当社普通株式の配当を受けることはできません。

Ａ種種類株式の取得請求により交付するＢ種種類株式には、優先配当を受ける権利は付されておらず、配当率は普通株式の配当利回りと同水準とされており、経済的には普通株式と同等の設計となっております。

（ｖ）議決権

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権は付されておりません。

③ 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第９項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項はありません。

④ 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

各割当予定先は、Ａ種種類株式に係る株式対価取得請求権若しくは株式等対価取得請求権又はＢ種種類株式に係る株式対価取得請求権を行使しようとする場合、当該取得請求日の一定期間前までに、当社及び他の割当予定先に対して書面で通知する必要がある。

⑤ 当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

⑥ 当社の株券の貸借に関する事項についての割当予定先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

⑦ その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

(11) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(12) 募集又は売出しを行う地域に準ずる事項

日本国内

(13) 金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(14) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先のＡ種種類株式の保有方針については、下記(15)③をご参照下さい。

(15) 第三者割当の場合の特記事項

① 割当予定先の状況

割当予定先の概要	名称	住友金属工業株式会社
	本店の所在地	大阪市中央区北浜四丁目５番33号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第88期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日） 平成23年６月17日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 第89期第１四半期（自平成23年４月１日 至平成23年６月30日） 平成23年８月12日 関東財務局長に提出 第89期第２四半期（自平成23年７月１日 至平成23年９月30日） 平成23年11月11日 関東財務局長に提出 第89期第３四半期（自平成23年10月１日 至平成23年12月31日） 平成24年２月10日 関東財務局長に提出
当社との関係	出資関係	割当予定先は当社の普通株式を71,700千株保有しており、当社は割当予定先の持分法適用関連会社であります。
	人事関係	当社取締役高橋 健二は割当予定先の常務執行役員であり、当社監査役吉田 喜太郎は割当予定先の常任監査役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係及び取引関係	当社は、当該会社の関連会社である株式会社大阪チタニウムテクノロジーズからシリコンウェーハの主要原料である多結晶シリコンを購入しております。また、当該会社の子会社である株式会社住友金属ファインテックから半導体用シリコンウェーハ製造工程において使用される設備の一部を購入しております。
割り当てようとするＡ種種類株式の数		150株

（当社との関係については、平成23年９月末時点）

割当予定先の概要	名称	三菱マテリアル株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第86期（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日） 平成23年６月29日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 第87期第１四半期（自平成23年４月１日 至平成23年６月30日） 平成23年８月10日 関東財務局長に提出 第87期第２四半期（自平成23年７月１日 至平成23年９月30日） 平成23年11月11日 関東財務局長に提出 第87期第３四半期（自平成23年10月１日 至平成23年12月31日） 平成24年２月10日 関東財務局長に提出
当社との関係	出資関係	割当予定先は当社の普通株式を71,700千株保有しており、当社は割当予定先の持分法適用関連会社であります。
	人事関係	当社取締役橋本 真幸は割当予定先の代表取締役（取締役副社長）であり、当社監査役山ノ辺 敬介は割当予定先の代表取締役（常務取締役）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係及び取引関係	当社は、当該会社からシリコンウェーハの主要原料である多結晶シリコンを購入しております。また、当該会社の子会社である三菱マテリアルテクノ株式会社から半導体用シリコンウェーハ製造工程において使用される設備の一部を購入しております。
割り当てようとするＡ種種類株式の数		150株

（当社との関係については、平成23年９月末時点）

割当予定先の概要	割当予定先の概要	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
		所在地	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
		組成目的	有価証券の取得等
		主たる出資者及びその出資比率	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店 出資比率については割当予定先から回答が得られなかったため記載しておりません。
	業務執行組合員等に関する概要	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
		本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
		代表者の役職及び氏名	代表取締役　岡 昭一
		資本金	100,000,000円
		事業の内容	有価証券の取得及び保有等
		主たる出資者及びその出資比率	株式会社日本政策投資銀行 14.9% 株式会社みずほコーポレート銀行 14.9% 株式会社三井住友銀行 14.9% 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 14.9% 三菱商事株式会社 14.9% ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社マネジメント 13.5% その他 12.0%
当社と割当予定先の間の関係	当社と割当予定先の間の関係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術関係及び取引関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員等の間の関係	出資関係	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術関係及び取引関係	該当事項はありません。
割り当てようとするＡ種種類株式の数		150株	

（平成24年２月末時点）

② 割当予定先の選定理由

Ａ種種類株式の発行に際し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、Ａ種種類株式の募集の目的・商品性に対して賛同いただける、当社の大株主である住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社、国内で一定の投資実績を有し、かつ当社に対する中長期的な投資が期待できるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合の３者に対してＡ種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社と割当予定先との間では、当社に対する出資に関する事項について割当予定先がＡ種種類株式を引受けることに関する引受契約を締結することを決議しており、その概要は以下のとおりです。

（ｉ）当社の遵守事項

当社は、第13期定時株主総会において、資本準備金の減少議案を含む株主総会決議事項を上程すること、当社作成の平成24年２月２日付本事業再生計画を達成されるよう合理的な努力をすること、割当予定先に対して定期的に一定の書類を提出すること、一定の重要事実があった場合には割当予定先に報告すること、当社が株式発行、剰余金の配当等一定の重要な行為を行う場合に割当予定先と事前に協議すること、配当可能利益確保のために必要な措置をとることについて、割当予定先と協議すること等を、割当予定先に対して誓約している。

（ⅱ）社外取締役候補者１名及び社外監査役候補者１名の指名権付与

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合は、発行会社の社外取締役候補者１名及び社外監査役１名を指名する権利を行使することができ、当社は、当該候補者を選任する議題及び議案を株主総会において上程する義務を負う。

（ⅲ）事業再生計画モニタリング会議の設置

当社は、払込期日以降、取締役会の諮問機関として、当社作成の平成24年２月２日付本事業再生計画の実行に直接に又は間接に関連する事項を幅広く検討する、事業再生計画モニタリング会議を設置し、割当予定先がＡ種種類株式を一定数以上保有する限り、これを維持する義務を負う。

（ⅳ）取得請求権の行使制限

各割当予定先は、Ａ種種類株式に係る株式対価取得請求権若しくはＢ種種類株式に係る株式対価取得請求権を行使しようとする場合、当該取得請求日の一定期間前までに、当社及び他の割当予定先に対して書面で通知する必要がある。

なお、各割当予定先は、Ａ種種類株式取得請求権及びＢ種種類株式取得請求権の行使により発行される当社普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分についてＡ種種類株式取得請求権及びＢ種種類株式取得請求権を行使することができないものとする。

③ 株券等の保有方針

Ａ種種類株式の発行の趣旨に鑑み、当社といたしましては各割当予定先に対しＡ種種類株式を中長期的に保有して頂くことを想定しております。また、Ａ種種類株式は原則として払込期日から３年が経過するまでの間は普通株式に転換されず、また譲渡をする場合には、当社の承認を要するものとの譲渡制限条項を定めております。

④ 払込みに要する資金等の状況

住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社の直近の財務諸表を確認した結果、払込金額に相当する額以上の現金及び預金が流動資産として計上されており、本件第三者割当の払込みについて問題のないことを確認しております。

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合については、払込期日までに当該資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引受けるに十分な資金を確保できるものと判断しております。

⑤ 割当予定先の実態

割当予定先である住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社は、会社の沿革、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している上場会社（東京証券取引所市場第一部に上場）であり、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主（以下「割当予定先関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

また、割当予定先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合の各割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

⑥ 株券等の譲渡制限

Ａ種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要します。

⑦ 発行条件に関する事項

（ｉ）払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、株式の株価及び株価変動率、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の配当条件、Ａ種種類株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得条項等のＡ種種類株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルにより算定した下記算定結果も参考に、割当予定先各社との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、１株当たりの払込金額を100,000,000円と決定いたしました。当社は、資本増強及び成長戦略投資に必要な資金の全額が本件第三者割当により確保できる見込であること、上記(10)②に記載した当社の置かれた様々な環境・諸事情及び現在の我が国の金融・経済状況等を勘案し、Ａ種種類株式の払込金額は公正な水準であるものと判断しております。

なお、当社は、Ａ種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、Ａ種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社が作成した本事業再生計画を前提に、当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社にＡ種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、Ａ種種類株式の価値評価報告書を取得いたしました。なお、当該価値評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルに基づき一定の前提を置いた上で算定された結果、Ａ種種類株式の価格は、１株当たり109,530,845円（109.53%）とされております。

当社としては、上記の評価報告書の結果等を踏まえて、Ａ種種類株式の払込金額は合理的かつ公正であると考えておりますが、客観的な市場価格のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、Ａ種種類株式発行については、平成24年４月26日開催予定の本定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただく予定です。

（ⅱ）募集数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

当社は、Ａ種種類株式で調達した資金を、益々高度化する顧客の要求に応えるための半導体用シリコンウェーハの高精度化対応投資及び研究開発投資等に充てると共に、安定した操業を維持するための事業用資産の維持更新に係る設備投資、営業活動の運転資金に充当することで、顧客に対し高品質の半導体用シリコンウェーハを安定して供給する体制を一層強化して参る予定です。これにより、本事業再生計画の着実な遂行と合わせ、需要低迷期においても収益を確保できる強固な収益基盤を確立することが可能となり、長期的な株主価値の維持・向上に繋がるものと考えております。これらの観点を踏まえ、募集数量及び株式の希薄化規模は当社にとって合理性があるものと判断しております。

また、上記(10)②に記載したとおり、Ａ種種類株式については、払込金額相当額等の金銭及び払込金額の２割の経済価値に相当するＢ種種類株式を対価とする取得請求権が付与されております。交付されるＢ種種類株式には、普通株式への転換が可能となるスキームを採用しており、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。Ｂ種種類株式の全部について下限である取得価額200円により普通株式への転換が行われたと仮定した場合、45,000,000株、議決権数では450,000個（Ａ種種類株式発行前の総議決権数の17.47%（%未満小数第３位を四捨五入））の普通株式が交付されることとなります。なお、Ａ種種類株式には、当社普通株式を対価とした取得請求権が付与されておりますが、取得対価の経済価値は払込金額相当額等になるよう設計されており、上述の金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権に比べ、割当先が享受できる経済価値は低く設定されております。また、当社と割当予定先との間で締結した本契約において、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の取得請求権の行使により発行される普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分についてかかる取得請求権を行使できないことについて合意しており、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の取得請求権行使の結果交付される可能性ある当社の普通株式数は、最大となった場合においても、Ａ種種類株式発行前の当社の総株主の議決権の24.95%（%未満小数第３位を四捨五入）

（交付株式64,285,713株、議決権数では642,857個）に留まる見込みです。

このようにＡ種種類株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、当社としては、以下の観点から発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

１．Ａ種種類株式の発行によって、自己資本を増強し、財務基盤の強化を図ることにより、経営基盤を安定させ、本事業再生計画を着実に遂行することが可能となること。

２．本事業再生計画期間である３年間は、取得請求不能期間とすることで、普通株式の早期の希薄化を回避し、本事業再生計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること。

３．Ａ種種類株式の払込金額相当額等の金銭を対価とする取得条項が付されているので、本事業再生計画の実行による分配可能額の積上げにより、かかる対価の交付によりＡ種種類株式の取得消却を行うことが可能であり、当社普通株式の希薄化に配慮した設計となっていること。

４．Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分について当該取得請求権を行使できないことについて割当予定先との間で合意しており、最大の希薄化率が24.95%に限定されていること。

⑧ 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（千株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
住友金属工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜４丁目５－33	71,700	27.83	93,129	28.93
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町１丁目３番２号	71,700	27.83	93,129	28.93
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	0	0	21,429	6.66
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108（東京都中央区月島４丁目16－13）	9,025	3.50	9,025	2.80
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM（東京都中央区月島４丁目16－13）	5,860	2.27	5,860	1.82
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂２丁目３－６	3,961	1.54	3,961	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	3,886	1.51	3,886	1.21
MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL CUSTODY N. V.（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108（東京都中央区月島４丁目16－13）	3,509	1.36	3,509	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－11	3,344	1.30	3,344	1.04
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町２丁目２－２	3,140	1.22	3,140	0.98
計	－	176,127	68.36	240,413	74.68

（注）１ 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合については、平成23年７月31日現在の株主名簿による記載をしております。

２ 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、Ａ種種類株式の取得価額の下限額を700円と仮定して、当該取得価額により全てのＡ種種類株式の取得請求権が行使された場合において交付される普通株式（64,285,713株）及び議決権数（642,855個）を基準として算出しております。

⑪ 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑫ その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(16) Ｂ種種類株式の内容

① 剰余金の配当

（ｉ）Ｂ種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「Ｂ種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種種類株式を有する株主（以下「Ｂ種種類株主」という。）又はＢ種種類株式の登録株式質権者（Ｂ種種類株主と併せて以下「Ｂ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりの下記②(ｉ)に定めるＢ種残余財産分配額（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(ⅱ)に定める配当年率（以下「Ｂ種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｂ種期末配当金」という。）の配当をする。なお、Ｂ種期末配当金に、各Ｂ種種類株主等の保有に係るＢ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（ⅱ）Ｂ種配当年率

Ｂ種配当年率は、Ｂ種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式１株当たりの剰余金の配当の総額をＢ種期末配当基準日から起算して３取引日前の日（同日を含む。）に先立つ20連続取引日（以下、本(ⅱ)において「Ｂ種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、Ｂ種配当年率算定期間中に下記④(ｖ)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記④(ｖ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、ＶＷＡＰのない日は含まれない（以下同じ。）。

（ⅲ）非参加条項

Ｂ種種類株主等に対しては、Ｂ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

（ⅳ）非累積条項

ある事業年度においてＢ種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がＢ種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

② 残余財産の分配

（ｉ）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たり20,000,000円（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）（以下「Ｂ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ｂ種残余財産分配額に、各Ｂ種種類株主等の保有に係るＢ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（ⅱ）非参加条項

Ｂ種種類株主等に対しては、上記(ｉ)のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

Ｂ種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

（ⅰ）株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、法令に従い、当社に対して、下記(ⅱ)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「株式対価取得請求」という。）、当社は、当該株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

（ⅱ）B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額（但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(ⅲ)乃至(ⅴ)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

（ⅲ）当初取得価額

取得価額は、当初、平成24年５月11日に先立つ12連続取引日（以下、本(ⅲ)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。但し、当初取得価額が下記(ⅳ)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(ⅴ)に規定する事由が生じた場合は、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(ⅴ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

（ⅳ）取得価額の修正

取得価額は、B種種類株式発行日以降、株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が200円（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ12連続取引日（以下、本(ⅳ)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記(ⅴ)に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は下記(ⅴ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

（ⅴ）取得価額の調整

（ア）以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、下限取得価額については、平成24年５月11日以降、本(ⅴ)に規定する事由が生じた場合に調整する（以下同じ。）。

A．普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{分割前発行済普通株式数}{分割後発行済普通株式数}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

B．普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$調整後取得価額＝調整前取得価額\times\frac{併合前発行済普通株式数}{併合後発行済普通株式数}$$

Ｃ．下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(ｖ)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}\right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

Ｄ．当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本Ｄ．において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本Ｄ．において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

Ｅ．行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本Ｅ．において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本Ｅ．による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

（イ）上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記Ａ．乃至Ｃ．のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

Ａ．合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

Ｂ．取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

Ｃ．その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

（ウ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

（エ）取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ12連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のＶＷＡＰの平均値とする。

（オ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

（vi）取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の６ヶ月間に上記(iv)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

（vii）取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（viii）取得請求をしようとするＢ種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るＢ種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(vii)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

（ix）取得の効力は、取得請求書が上記(vii)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、当社は、Ｂ種種類株式を取得し、当該取得請求をしたＢ種種類株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

（ｘ）当社は、取得の効力発生後、当該取得請求をしたＢ種種類株主に対して、当該Ｂ種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

⑤ 金銭を対価とする取得条項

当社は、法令に従い、強制償還日（以下に定義する。）の遅くとも60取引日前に公告することにより、平成28年５月11日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、Ｂ種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりのＢ種残余財産分配額（但し、Ａ種種類株式又はＢ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当社が適当と判断する値に調整される。）を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するＢ種種類株式は、当社の取締役会が決定する。

⑥ 譲渡制限

Ｂ種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑦ 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(17) その他

① 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額　　114,107百万円
発行済株式総数 普通株式　257,751,739株

② Ａ種種類株式の発行は、本定時株主総会においてＡ種種類株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びにＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件とします。

以上